雲南市議会議員の政治倫理基準違反に関する審査請求フロー

雲南市議会議員による政治倫理基準に違反する疑いがある事案の発生

・請求は、審査請求書（様式第1号）に審査請求署名簿（様式第2号。雲南市の有権者（有権者の1/100以上）または雲南市議会議員（議員定数の1/4以上）の連署が必要。）及び資料を添えて行う。
・請求は、政治倫理基準に違反行為のあった日から1年以内に行う。

審査請求書等を議長に提出

・請求代表者から議長へ提出。
・審査請求書等を形式的に審査を行う。

雲南市選挙管理委員会に署名簿の確認

・選挙管理委員会に署名された者が選挙人名簿に登録されているか確認を求める。

審査請求補正要求書（様式第3号）を通知

・審査請求書等に不備があった場合、議長から請求代表者に通知。

補正した審査請求書等を議長に提出

・請求代表者は、14日以内に議長へ提出。

審査請求却下通知書（様式第4号）を通知

・審査請求の要件を満たしていない時、審査請求の補正の求めに従わない時、基準に違反しない時に議長から請求代表者に通知。

雲南市議会議員政治倫理審査会を設置

審査請求に不備がなく、審査請求の要件を満たしている場合、議長は、雲南市議会議員政治倫理審査会を設置。（審査対象議員及び審査請求を行った議員を除く6人以内の議員で構成。議長が指名。）

審査会設置通知書（様式第5号）を通知

審審査会を設置した場合、速やかに請求代表者及び審査対象議員に通知。

雲南市議会議員政治倫理審査会の審査（非公開）

要求書（様式第6号）を通知

審査会は、必要に応じて、請求代表者、審査対象議員及び関係者に対し、意見又は事情の聴取、資料の提出等を議長を経由して要求することができる。

弁明請求書（様式第7号）を請求

審査対象議員は、口頭又は書面により弁明する機会を議長を経由して請求することができる。

有識者の意見

有識者を審査会に出席させ意見を求めることができる。

審査結果報告書（様式第8号）を議長へ報告

審査会は、審査終了後、速やかに議長へ審査結果に意見を付して報告。違反行為がある場合、次のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。①文書による厳重注意、②議会内での役職の辞任勧告、③議員の辞職勧告、④その他必要と認める措置

審査結果通知書（様式第9号）を通知

議長は、審査報告書を受けた時は、速やかに請求代表者及び審査対象議員に結果を通知。

意見書（様式第10号）を議長に提出

審査対象議員は、審査結果通知書を受けたときは、審査の結果について通知日の翌日から14日以内に議長に対し意見書を提出することができる。

審査対象議員への必要な措置

審査対象議員は、審査結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。

自ら必要な措置を講じない場合

自ら必要な措置を講じた場合

議会の議決により必要な措置を講ずる

議会は、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、審査結果を尊重し、議決により必要な措置を講じる。

ホームページ等で公表

議長は、速やかに概要を市議会ホームページ、市議会だよりなどにより公表。
審査対象議員から意見書の提出があったときは、意見書または概要を公表。